

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ
首長国連邦政府との間の協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定

日本国政府及びアラブ首長国連邦政府（以下「両締約国政府」という。）は、

日本国及びアラブ首長国連邦の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の当事国であることを考慮し、

日本国及びアラブ首長国連邦の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、二千九百九十九年四月八日に作成された追加議定書により補足された二千九百九十九年十二月十五日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのアラブ首長国連邦と国際原子力機関との間の

協定（以下「アラブ首長国連邦に関する保障措置協定」という。）に従い、アラブ首長国連邦において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、「原子力の平和的利用に係る評価及び潜在的開発に関するアラブ首長国連邦の政策」と題する二千年三月の白書において述べられたアラブ首長国連邦の誓約（国内における濃縮及び再処理に係る能力の開発を放棄するという誓約を含む。）を認識し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

原子力の平和的利用の分野において両国間の協力を促進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力（核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並

びに役務を提供し、又は受領することを含む。）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であつて両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

- (c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

- (d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

- (e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によつて特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画

書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

(k) 「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

1 この協定の下での協力であつて、両国における原子力の平和的・非爆発目的利用の促進のためのものは、次の方法により行うことができる。

(a) 専門家を交換すること。

(b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、公開の情報（原子力の安全に関するものを含む。）を交換すること。

(c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。

(d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

(e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

- (a) ウラン資源の探鉱及び採掘
- (b) 軽水炉の設計、建設及び運転
- (c) 軽水炉の安全
- (d) 放射性廃棄物の処理及び処分
- (e) 放射線防護及び環境監視
- (f) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用

(g) 両締約国政府により合意されるその他の分野

3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する両締約国政府の間の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

(a) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

(b) アラブ首長国連邦政府又はその認められた者が受領者となる場合には、アラブ首長国連邦内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。アラブ首長国連邦に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

1 この協定の下での協力は、平和的・非爆発目的に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて両国の間において移転された（直接であると第三国を経由してであるとを問わない。）核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

(a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

(b) アラブ首長国連邦内においては、アラブ首長国連邦に関する保障措置協定の適用を受ける。

2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、

また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であつて、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

1 日本国及びアラブ首長国連邦は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。

2 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

第七条

1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。

2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びアラブ首長国連邦は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。

3 日本国及びアラブ首長国連邦は、それぞれ、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

第十条

1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

2 この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外

に移転された場合

(b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合

(c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十一条

1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されないといずれか一方の締約国政府が考える場合には、当該紛争は、協議に係る最初の要請が送付されてから三十日を経過した後に、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定及び適用可能な国際法の規則に従い、仲裁裁判所によってなされる拘束力のある裁定を得るために仲裁裁判に付託される。この場合にお

いては、3から5までの規定によって修正された部分又は両締約国政府の合意によって修正された部分を除き、二千十年八月十五日に改正された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則を準用する。

3 両締約国政府が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、三人の仲裁裁判官によって構成するものとし、二人の仲裁裁判官は、そのそれぞれが各締約国政府によって指名され、指名された二人の仲裁裁判官は、合意によって、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民とする。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての裁定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の裁定は、両締約国政府を拘束する。

4 仲裁裁判官に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両締約国政府が均等に負担する。もっとも、仲

仲裁裁判所は、自己の裁量により、両締約国政府のうちいずれか一方がより多くの費用を負担すべきことを決定することができるものとする。

5 両締約国政府がこの協定の解釈について共通の見解を表明する場合には、そのような見解は、仲裁裁判所において拘束力を有するものとし、仲裁裁判所によりなされる裁定は、そのような見解に合致するものでなければならない。

第十二条

1 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下のその後の協力の全部又は一部を停止し、この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を4の規定により要求し、並びに第十四条2の規定にかかわらず九十日前に書面による通告を与えることによりこの協定を終了させる権利を有する。

(a) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の裁定に対する重大な違反をする場合

(b) 第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3 重大な違反に基づき1に規定する権利を行使するか否かを決定するに当たり、一方の締約国政府は、1に規定する権利を生じさせた原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否かを検討する。当該一方の締約国政府は、そのような重大な違反が故意にもたらされたものではないと認め、そのような重大な違反は是正され得るものであると判断する場合には、自国の法令に従い、違反した他方の締約国政府に対し、妥当な期間内にそのような重大な違反を是正する機会を与えるよう努める。

4 この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。

第十三条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による

合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十四条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、二十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十条2、第十一条及び第十二条の規定は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が第十条2の規定に従ってこの協定の適用を受けなくなるまでの間、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年五月二日にドバイで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

加茂佳彦

アラブ首長国連邦政府のために

ハマド・アル・カアビー

附属書 A

A 部

1 重水素及び重水 B 部の 1 に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物（いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B 部の 1 に規定する原子炉において使用するもの（いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。）

B 部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。）

2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品

3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管

6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの（いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量

の供給を行う場合に限る。）

7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器（蒸気発生器）

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B 防護の水準

第三群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。）の下に行うこと。

第二群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域（警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。）内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場

合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。）の下に行うこと。

第一群（付表の定義による。）

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域（第二群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。）内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行う

۲۲۰

付表 核物質の区分

[illegible]

注 a 全てのプルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。）

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時（一〇〇ラド毎時）以下であるもの

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注 d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時（一〇〇ラド毎時）を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。